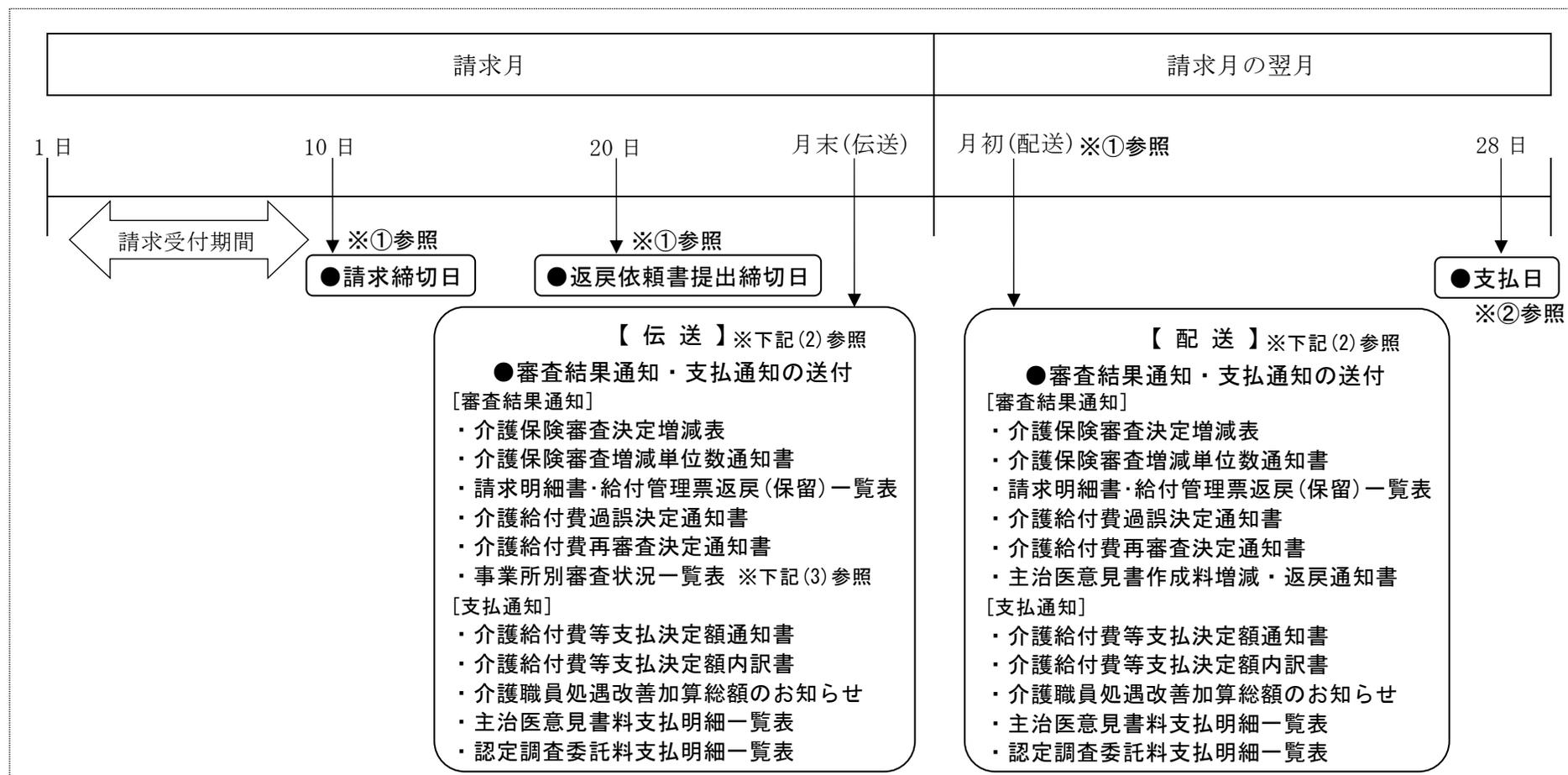


## 《国保連合会の処理日程について》

### 1. 事業所の請求から介護給付費（総合事業費）支払まで



(1) 上記日程は、以下のとおりです。

※①「請求締切日」「返戻依頼書提出締切日」「審査結果通知・支払通知の送付：月末（伝送）/ 月初（配送）」については、原則としており当該月の締切日等については当国保連合会ホームページをご参照ください。

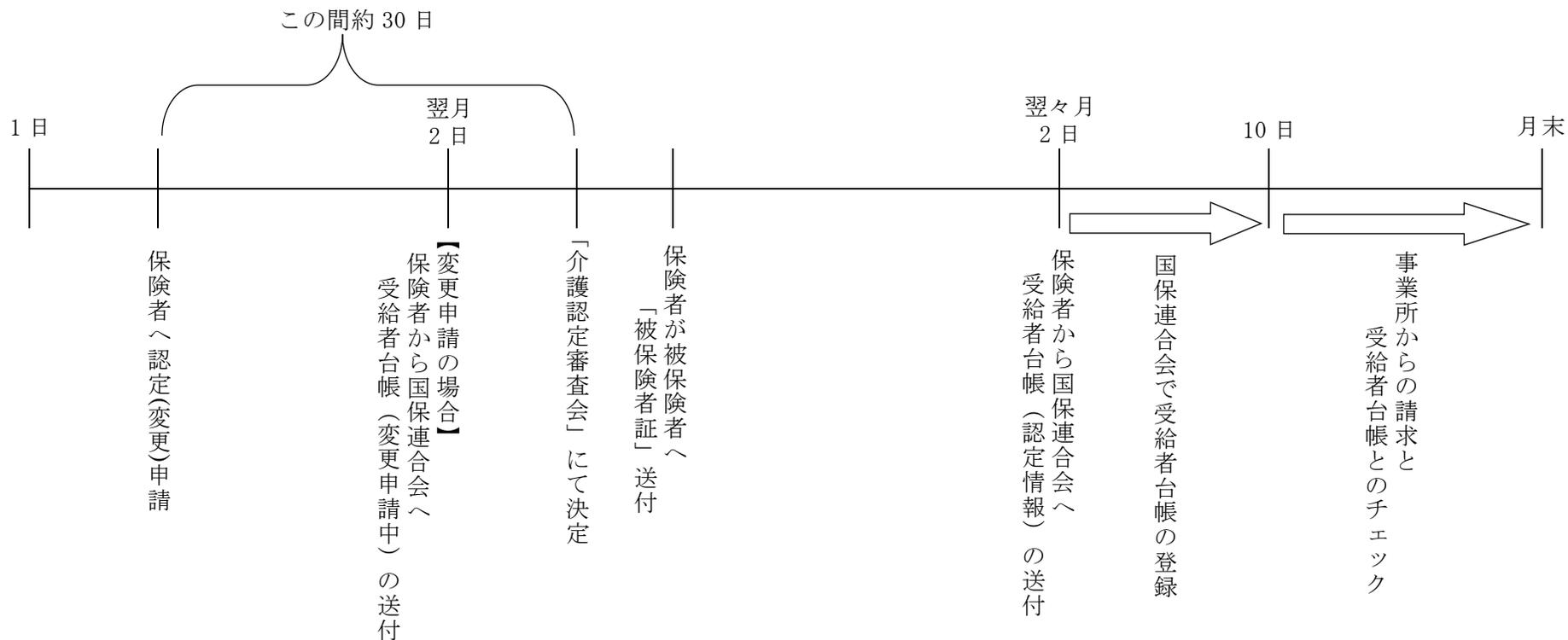
※②「支払日」については、28日が土・日・祝日にあたる場合は、その前日を支払日としております。

(2) 「審査結果通知・支払通知」は、介護給付費（総合事業費）を伝送で請求している事業所へは伝送で、磁気媒体（CD-R・FD・MO）又は帳票で請求している事業所へは配送しております。なお、該当がなければ送付されません。

(3) 「事業所別審査状況一覧表」は、伝送請求事業所のみ提供される一覧表であり、磁気媒体や帳票請求事業所へは提供されません。

(4) 「審査結果」は、次回の請求に間に合うように送付しています。返戻となった明細書等については、請求締切日までに修正し再請求して下さい。減単位や保留となった明細書等については、関係の居宅介護支援事業所等と連絡・調整をして下さい。

## 2. 要介護の認定申請（変更申請）から受給者台帳への登録まで



要介護認定の申請(変更申請)から認定の決定まで通常 30 日程度ですが、手続きの不備等があれば 30 日以上の日数がかかる場合があります。

図のような場合は、認定(変更)申請の翌月に介護給付費を請求しても 1 2 P 0 エラー(受給者台帳に該当する受給者情報が存在しません)、変更申請の場合は 1 2 P A エラー(変更申請中の受給者です)になり返戻となります。要介護の認定申請・変更申請をした場合には、申請日・認定日等を確認して国保連合会に受給者台帳(認定情報)の登録が終了する月以降に請求して下さい。